

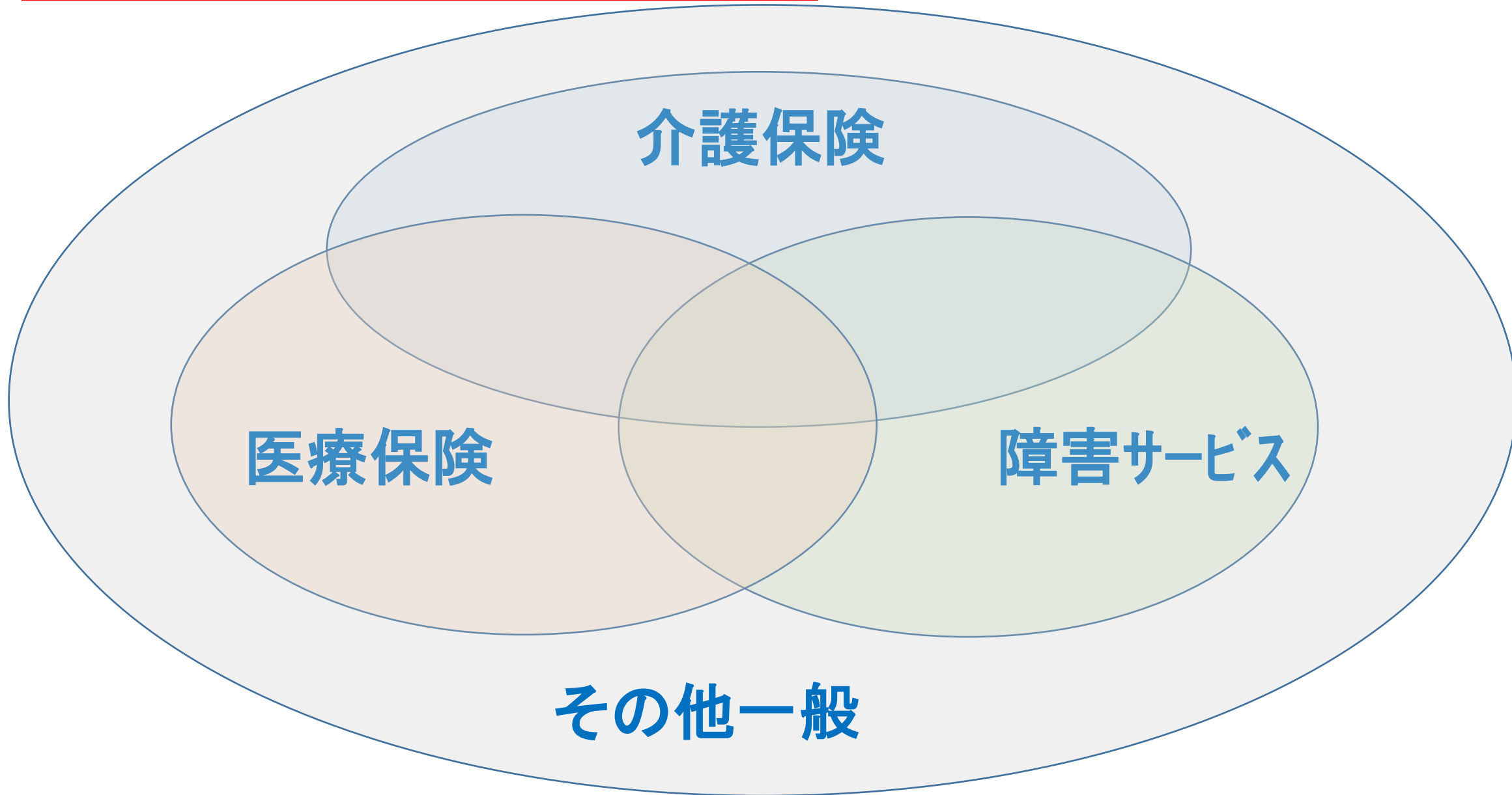
令和8年度 集団指導(福祉用具事業所)

福祉用具の貸与及び販売に係る計画作成について

令和8年9月2日

鳥取市長寿社会課介護保険係

福祉用具のニーズは多彩です



介護保険法とは

この法律は、

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持**し、

その**有する能力に応じ自立した日常生活を営む**ことができるよう、**必要な**保健医療サービス及び福祉**サービスに係る給付を行うため、**

国民の共同連帯の理念に基づき**介護保険制度を設け、**

その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、

もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする

介護保険制度改革の変遷から見えるもの

～介護保険制度を理解しましょう～

介護保険制度って・・・
「ころころ変わる」「どんどん厳しくなる」
といったご意見をよく受けますが

介護保険制度だけに限らず・・・

「安心の支え合い」である社会保障制度



少子高齢化の進展に伴い
社会情勢の変化や国の財政状況に応じて
時代の要請に合ったものに変えていく必要があります

介護保険制度改正のおおまかなポイント

第1期

平成12年4月

第2期

平成15年～

第3期

平成18年4月

第4期

平成21年～

第5期

平成24年4月

第6期

平成27年4月

第7期

平成30年4月

第8期

令和3年4月

第9期

令和6年4月

- ▶ 介護保険法施行 (国民の共同連帯・自立支援・尊厳の保持・在宅重視)

軽度者がどんどん重度化している

- ▶ 介護予防の重視

・ 地域包括支援センター(介護予防支援事業所)

半端ない不正請求をする
事業所が現れた

- ▶ 介護サービス事業所の法令遵守の業務管理体制の整備

- ▶ 地域包括ケアシステムの推進

全国一律でやってもだめだ

地域の実情に応じて

- ▶ 予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行 (鳥取市は平成29年度開始)

こんなことが起こるなんて・・・

- ▶ 感染症や災害への対応力強化

- ▶ 地域包括ケアシステムの深化・推進

前に進まなくては・・・



介護保険制度改正のおおまかなポイント(福祉用具に関すること)

第1期

平成12年4月

▶ 介護保険法施行 (国民の共同連帯・自立支援・尊厳の保持・在宅重視)

- ・福祉用具貸与と特定福祉用具販売が公的保険給付として位置づけされた

第2期

平成15年～

- ・貸与の対象種目が大幅に拡充

第3期

平成18年4月

▶ 介護予防の重視

- ・軽度者に対して一部福祉用具保険給付対象外
- ・軽度者に対して一部福祉用具「例外給付」

第4期

平成21年～

▶ 介護サービス事業所の法令遵守の業務管理体制の整備

- ・種目の見直し

第5期

平成24年4月

▶ 地域包括ケアシステムの推進

- ・福祉用具サービス計画作成の義務化

第6期

平成27年4月

▶ 予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行 (鳥取市は平成29年度開始)

- ・福祉用具専門相談員の要件の見直し
- ・一定以上の所得がある利用者の自己負担を2割 (平成27年8月施行)

第7期

平成30年4月

- ・全国平均価格公表・貸与価格上限設定
- ・ケアマネへ福祉用具サービス計画書の交付が義務化
- ・一定以上の所得がある利用者の自己負担を3割 (平成30年8月施行)

第8期

令和3年4月

▶ 感染症や災害への対応力強化

第9期

令和6年4月

▶ 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・一部3種目4品目「貸与」と「販売」の選択制導入
- ・モニタリング・サービス計画書記載の厳格化
- ・ケアマネへモニタリング結果記録の提出を義務化

一貫
している

自立支援型ケアマネジメントの推進

制度の理念(自立支援)の実現・制度の存続

制度改正において
福祉用具サービスに関しても・・
介護保険の理念である「自立支援・重度化防止」
「制度の存続」にかかわる観点から
様々な検討が行われています

関心のある方は
厚生労働省のホームページから
あらゆる検討会の議事録が見れます



今までお示ししてきたこと

平成26年から	県及び市の運営指導	可能な場合は同行
平成27年1月	県主催の集団指導	鳥取市のケアプラン点検進捗状況 ・平成25年度・26年度の福祉用具に関すること
平成27年12月	鳥取市主催で説明と通知	鳥取市における福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の取り扱いについて
令和3年から	地域包括主催の多職種研修(全域)	ケアプランの見方・読み方 ～ケアプランを通して利用者の状況を共有するために～
令和6年から	地域包括主催の多職種研修(全域)	ケアプランと個別サービス計画の区別
令和7年2月	市(指導監査室)主催の集団指導(多職種)	個別サービス計画の作成について

福祉用具サービス計画に特化したものは
してなかったかも・・・



福祉用具に関する指摘内容(給付)

ケアプラン点検及び運営指導での結果

ケアプラン点検が始まって平成25年度から28年度頃(居宅・小多機・介護予防)

●給付の対象とならない用具の貸与・使用状況について多くの指摘

近年・・・介護支援専門員や福祉用具専門相談員の新しい人材入れ替え??

●給付の対象とならない用具の貸与(体位保持目的の体位変換器・県外の事業所)

●使用目的、使用状況が給付の対象とならない用具の貸与

- ・自宅での生活では使用がなく、通所サービスのためでしか使用がない
- ・連泊中に事業所で使用する用具の貸与(車いす)や購入(ポータブルトイレ)
- ・特殊寝台に端坐位になりベッドサイドで使用するテーブル
- ・使用頻度が数カ月単位の用具を毎月給付

【原因】 アセスメント不足・モニタリング不足(明確に利用目的や頻度の把握をしていない)
「安全に移動・外出する」計画と、「安全に移動・外出できている」モニタリング

福祉用具に関する指摘内容(給付)

- ケアマネのモニタリングで使用されていないことを確認しながら、給付が続いている

【原因】 ケアマネのモニタリング(連絡調整)不足

- ケアプランに記載のない用具が給付されている
- ケアプランの期間が間違っていて、ケアプランがない状況になっている

【原因】 ケアマネのミスを福祉用具専門相談員が気づいていない

- 重要事項説明書の説明・同意がない、契約がされていない
- 給付費のみで、自己負担分を徴収していない

【原因】 福祉用具専門相談員のミス

- 数カ月にもなる「お試し利用」

【原因】 ケアマネがケアプランを作成しない
福祉用具専門相談員が強く言わない

福祉用具に関する指摘内容(計画)

●ケアプランも福祉用具サービス計画も「安全に移動」「安全に外出」が最多

- ▶「安全に生活」で多種目の福祉用具を全部まとめる
- ▶計画もモニタリングも同様に、利用者の生活状況が見えない
- ▶生活機能が縮小していても拡大していても把握できていない
- ▶使用状況を具体的に質問していくと・・・適切でない状況が判明
- ▶利用者の生活状況が見えないから、更新プランはコピーが繰り返される

●福祉用具サービス計画がケアプランの丸写し

※ケアプランが適切でわかりやすいものであれば、転記してもよい場合もある

- ▶ケアプラン自体が目標とサービス内容に整合性がなくても丸写ししている
- ▶モニタリングに繋がらない

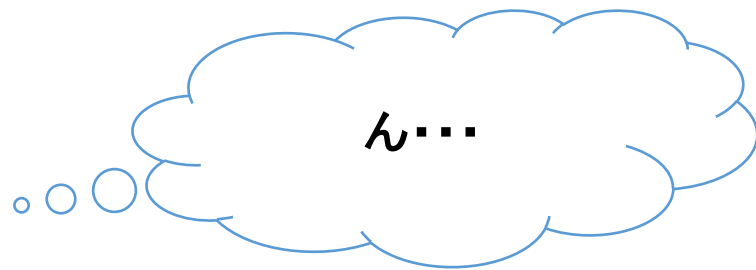
●アセスメント(基本情報シート)が利用者像と不一致

●モニタリング(利用者状況の確認シート)が記録されていない

福祉用具に関する指摘内容

気になること

- ▶浴室の住宅改修や浴室関連用品の購入をしたのに・・・通所で入浴している
- ▶ポータブルトイレを購入したのに・・・使用されていない「使用しない」「使用できない」
- ▶住宅改修した数日後に・・・サ高住に入居
- ▶以前購入履歴のある品目と同じ用具の申請・・・以前の購入覚えていない、物もない



「基本方針」を理解しましょう
～自分の事業がなすべきこと～

福祉用具貸与の基本方針 (介護と予防)

福祉用具貸与 第193条

指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与 (以下「指定福祉用具貸与」という。) の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具 (法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。) の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

介護予防福祉用具貸与 第265条

指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与 (以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。) の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具 (法第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。) の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

福祉用具貸与の基本方針 (介護と予防)

福祉用具貸与 第193条

指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り**その居宅において**、その有する能力に応じ**自立した日常生活を営むことができるよう**、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、**利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るもの**でなければならない。

▶生活上の便宜は図るが・・・機能訓練に資するものでなければならない
(便利に・円滑に) (機能低下させるものであってはならない)

介護予防福祉

▶利用者のことだけでなく・・・介護者の負担軽減

▶予防は明らかに・・・生活機能の維持又は改善

指定介護予防サービスに該当する福祉用具貸与(以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。)の事業は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、**利用者の生活機能の維持又は改善を図るもの**でなければならない。

福祉用具販売の基本方針 (介護と予防)

特定福祉用具販売 第207条

指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売 (以下「指定特定福祉用具販売」という。) の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具 (法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。) の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

特定介護予防福祉用具販売 第281条

指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売 (以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。) の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具 (法第8条の2第11項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。) の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

福祉用具販売の基本方針 (介護と予防)

特定福祉用具販売 第207条

指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売 (以下「指定特定福祉用具販売」という。) の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り**その居宅において**、その有する能力に応じ**自立した日常生活を営むことができるよう**、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具 (法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。) の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、**利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。**

特定介護予防 予防は明らかに・・・

心身機能の維持回復をもって・・・生活機能の維持・向上

指定介護予防福祉用具販売」ということができるよう、福祉用具 (法第8条の2第11項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。) の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、**利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。**

生活機能って・・・
なんだ??

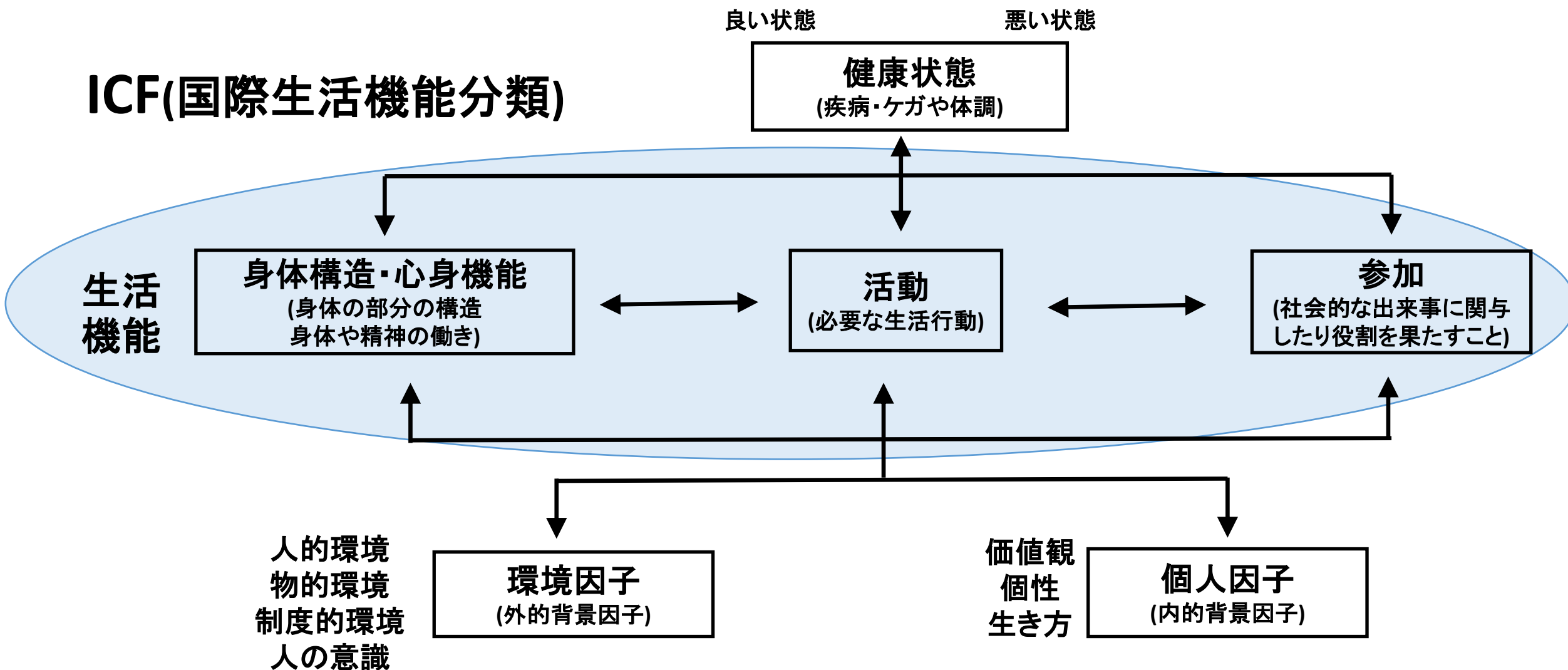


心身機能・・・
生活機能・・・



「生活機能」とは

ICF(国際生活機能分類)



生活機能 とは・・・生きていくための機能（身体能力や働き）

身体構造・心身機能

（身体の部分の構造
身体や精神の働き）

とは・・・生命の維持に直接関係する、**身体・精神の構造や機能**

身体構造・・・手足、顔、臓器等の身体の部分

心身機能・・・手足、顔・口の動きや働き、内臓や精神の働き

視覚・聴覚等感覚器官の働き

活動

（必要な生活行動）

とは・・・生活上の目的を持ち、一連の動作からなる具体的な行為

ADL・IADL・職業上の行為・趣味やスポーツ(余暇活動)

社会生活を送る上で必要な行為等

参加

（社会的な出来事に関与
したり役割を果たすこと）

とは・・・**家庭や社会に関わり、そこで役割を果たす**

職場、家庭、地域、趣味の会、スポーツへの参加

文化的・政治的・宗教的集まり

活動
(必要な生活行動)

とは・・・生活上の**目的**を持ち、**一連の動作**からなる具体的な**行為**

例)衣服の選択・購入→洗濯等→TPOに応じた衣服の準備→**着替えて**→就寝or作業or外出

例えば・・・**着替える**・・・という生活行為

目的・・・何のために・・・TPO・・・という認知機能

目の前に着替える**服を準備・管理する**・・・というIADL

着替える**動作**・・・というADL

日常生活の中では、この一連のどこかに支障があっても完結しない

先ほどの…**ポータブルトイレで排泄する**…という生活行為

起居及びトイレまでの移動→衣服を下げる→便座に座る→**排せつ**→拭く→衣服を上げる

加えて ポータブルトイレの汚物を捨てる→トイレのバケツを洗淨する→元に戻る

排泄に係る一連の動作…というADL

ポータブルトイレの汚物の処理・洗淨・取付け…というIADL

介助する人の有無及び介助力…人的環境

購入しても「使用しない」「使用できない」のは…なぜか??

生活機能に問題が発生した状態を

例)脳梗塞を発症し

右不全麻痺になった

家事動作が
困難になって

主婦としての役割が
果たせなくなった

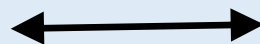
構造・機能に障害がある

活動に制限がある

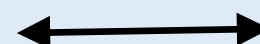
参加に制約がある

生活
機能

身体構造・心身機能
(身体の部分の構造
身体や精神の働き)



活動
(必要な生活行動)



参加
(社会的な出来事に関与
したり役割を果たすこと)

機能レベル

活動レベル

参加レベル

計画作成時の「課題」「目標」を考える際に「機能レベル」ではなく、「活動レベル」「参加レベル」で考えることは重要

矢印に注目

以前ICIDH(国際障害分類)の考え方

例)脳梗塞を発症し

右不全麻痺になった

家事動作が
困難になって

主婦としての役割が
果たせなくなった

構造・機能に障害がある

能力に障害がある

社会的に不利がある

生活
機能

身体構造・心身機能
(身体の部分の構造
身体や精神の働き)



活動

(必要な生活行動)



参加

(社会的な出来事に関与
したり役割を果たすこと)

リハビリ等をして
身体機能を向上させて

少しずつ
家事ができるようになって

主婦としての
役割を取り戻す

障がいマイナスイメージ(できないこと)として一方的に進行・医学モデル

ICFとして改善を目指す考え方・・・

矢印どっちもあり

例)脳梗塞を発症し

右不全麻痺になった

家事動作が
困難になって

主婦としての役割が
果たせなくなった

構造・機能に障害がある

活動に制限がある

参加に制約がある

生活
機能

身体構造・心身機能
(身体の部分の構造
身体や精神の働き)



活動
(必要な生活行動)



参加
(社会的な出来事に関与
したり役割を果たすこと)

日々の持続的な活動で
機能が改善されていく

徐々に介助量を減らして
家事をする機会を増やす

訪問介護を利用して
主婦として台所に立つ

「できること」だけでなく「していること」を評価・・・生活・社会モデル

双方向に矢印

相互依存性・・促進因子にも阻害因子にもなる

良い状態

悪い状態

健康状態
(疾病・ケガや体調)

健康状態や環境・個人因子の影響で生活機能は大きく変わる

身体機能

身体や精神の働き

知的・社会的活動

社会的役割を果たすこと

人的環境
物的環境
制度的環境
人の意識

環境因子
(外的背景因子)

価値観
個性
生き方

個人因子
(内的背景因子)

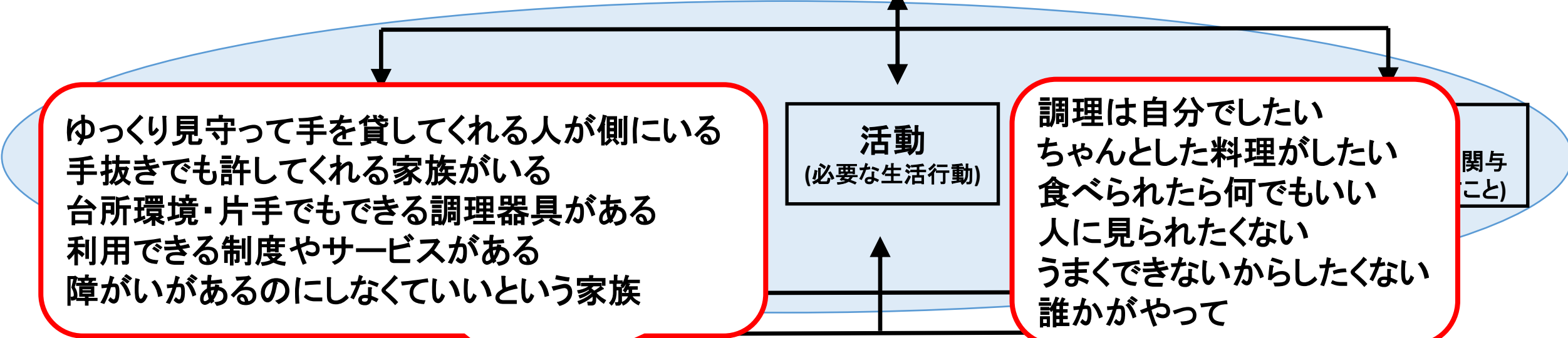
アセスメント時、生活上生じている
問題の原因・背景を探るのに有用

後遺症の程度・高次脳機能障害の程度
自覚症状 (痛みやしびれ、えらさ) の程度
体調の安定・不安定
危険度(禁忌肢位・禁忌動作)

良い状態

悪い状態

健康状態
(疾病・ケガや体調)



ゆっくり見守って手を貸してくれる人が側にいる
手抜きでも許してくれる家族がいる
台所環境・片手でもできる調理器具がある
利用できる制度やサービスがある
障がいがあるのにしなくていいという家族

調理は自分でしたい
ちゃんとした料理がしたい
食べられたら何でもいい
人に見られたくない
うまくできないからしたくない
誰かがやって

人的環境
物的環境
制度的環境
人の意識

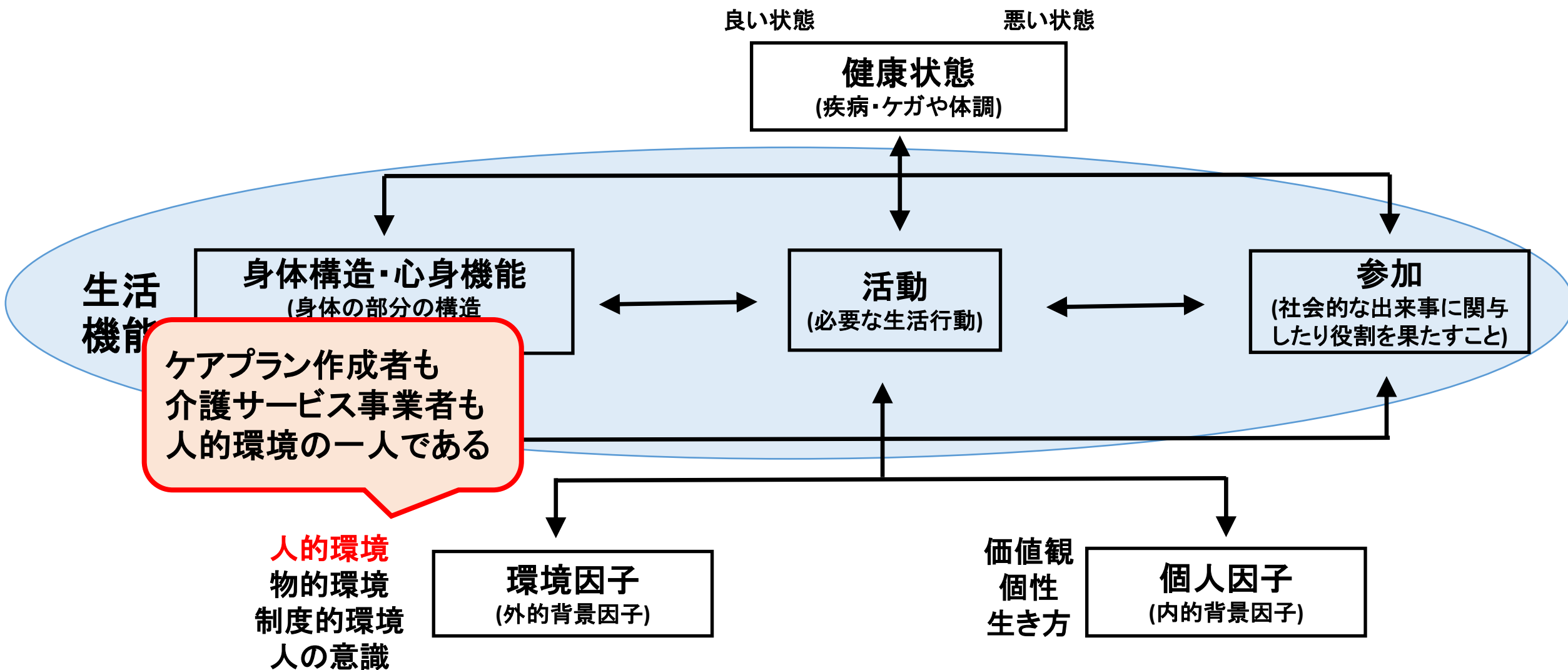
環境因子
(外的背景因子)

価値観
個性
生き方

個人因子
(内的背景因子)

関与
(こと)

ICFを活用する・・・利用者のプラスの因子や強みを見つける、プラスの因子に変えていく



福祉用具サービス計画書について
遵守するために理解すること

福祉用具サービスに限らず
居宅サービスの給付に関しては
ケアプランを作成する
介護支援専門員等との関係が重要になります



福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。

このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置づける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

さらに、対象福祉用具(中略・・)を居宅サービス計画に位置付ける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、基準第13条第五号の規定(利用者自身によるサービスの選択)に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければならない。なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法が考えられる。

なお、福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しなければならない。なお、対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえること。

また、(以下、略)

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、**その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程**を別途記録する必要がある。

このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置づける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

さらに、対象福祉用具（中略。）を居宅サービス計画に位置付ける場合には、福祉用具の適時適切な

利用
の選
れそ
なお
ント
サー
見書

福祉用具を給付する場合

必要性の十分な検討が重要(導入時も継続時も)

**アセスメント サービス担当者会議 ケアプランへの記載
福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も**

なお、福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、**継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しなければならない。**なお、**対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえること。**

また、(以下、略)

指定福祉用具貸与の具体的取扱方針

福祉用具貸与 第199条

福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
 - 二 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等を言う。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態を踏まえ、提案を行うものとする。
- 三から七 (略)
- 八 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じものとする。

指定福祉用具貸与の具体的取扱方針

福祉用具貸与 第199条

福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する**福祉用具貸与計画に基づき**、福祉用具が**適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに**、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

二 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定

福祉用具サービス**計画に基づき**

適切に選定、かつ、適切に使用されるように**専門職として関わる**

適切にとは・・・

「事故なく安全に」だけではなく

「利用者の望む活動・参加」が可能となるように

随時での必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を合字するものとする。

指定福祉用具貸与の具体的取扱方針

福祉用具貸与 第199条

福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

対象福祉用具・・・選択制が導入された福祉用具

- 一 福祉用具等（福祉用具専門相談員が提供する福祉用具）の貸与に際しては、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 二 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「**対象福祉用具**」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売の**いずれかを選択することについて十分な説明**を行った上で、利用者の**当該選択に当たって必要な情報を提供**するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等を言う。）の担当者その他の関係者の**意見及び**利用者の身体の状態を踏まえ、**提案を行う**ものとする。

選択のための

十分な説明・・・情報提供・・・多職種での協議を踏まえての提案

ケアマネから
レンタルが長くなったので
購入を勧めてと
言われるんです



福祉用具専門相談員の
役割だったっけ？？？



介護支援専門員は

選択に資するよう・必要な情報を提供しなければならない

このため、**介護支援専門員**は、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置づける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

さらに、**対象福祉用具 (中略・・)**を居宅サービス計画に位置付ける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、基準第13条第五号の規定(利用者自身によるサービスの選択)に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、**利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければならない**。なお、**対象福祉用具の提案を行う際**、利用者の心身の状況の確認に当たっては、**利用者へのアセスメントの結果に加え**、医師やリハビリテーション専門職等からの**意見聴取**、退院・退所**カンファレンス**又は**サービス担当者会議等の結果を踏まえる**こととし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法が考えられる。

ケアマネのアセスメント結果に加え

チームの多職種からの意見

サ担会や退院・退所カンファレンスの結果

等を踏まえ

福祉用具専門相談員に一番求められること

メリット・デメリットに関すること

▶一般論なこと・・・だけでなく

貸与は・・・定期的なメンテナンスや状況に応じた交換等ができますが・・・
購入になると・・・

▶個別的なこと・・・**その利用者に対してどうなのか**

状態の改善や悪化の可能性の確認・**品目の交換の可能性の見通し**
使用場所の状況・**破損・汚染の見通し**

屋内・屋外・・・使用場所の環境の状況

使い方の状況・・・今までのメンテナンス状況、モニタリング状況

ケアマネに従う・・・どっちの仕事・・・ではなく

福祉用具専門相談員として、ともに検討し助言する

指定福祉用具貸与の具体的取扱方針

福祉用具貸与 第199条

福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

二 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定

ケアマネの居宅サービス計画作成のための

福祉用具専門相談員が必要な措置を講じる・・・とは

三から七 (略)

八 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように**必要な措置を講じるものとする。**

必要な措置を講じる・・・とは

福祉用具貸与 第199条 解釈通知

①から⑦ 略

⑧ 同条第八号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達およびサービス担当者会議の結果を踏まえ、**介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため**、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

また、必要に応じて随時、**介護支援専門員は**、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、**妥当なものかどうかの検証が必要となるため**、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

以下、略

介護支援専門員が・・・

ケアプランに必要な理由を記載しなければならない
随時、妥当かどうか検証しなければならない

福祉用具専門相談員は・・・

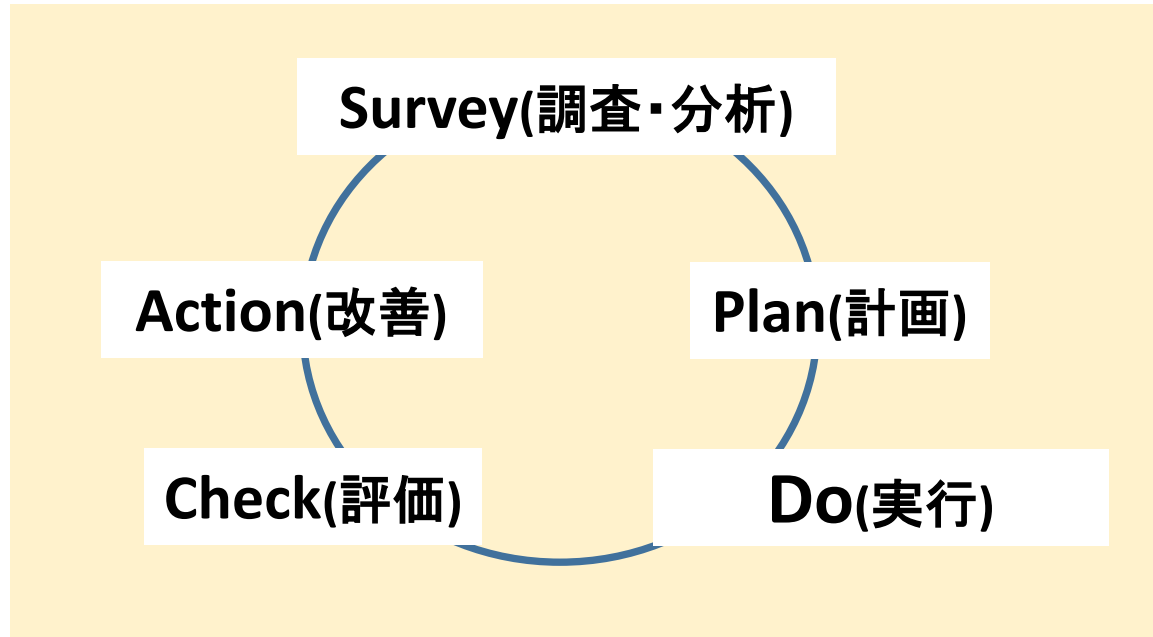
必要な措置を講じなければならない

専門的知識を有する福祉用具専門相談員として

福祉用具サービス計画書の作成について

介護保険制度はマネジメント手法を取り入れている

マネジメント(問題解決過程)

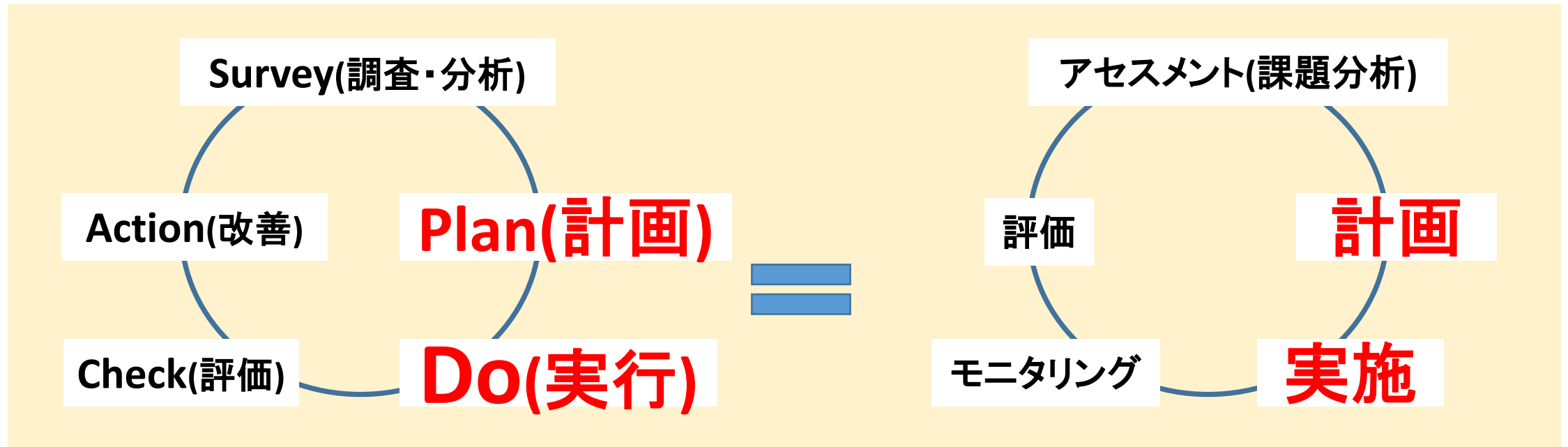


- ▶ 手当たり次第、直感的に動くのではなく、**原因を探り**
計画的に問題を解決していく
- ▶ 計画を実行した後、
成功しても、失敗しても
必ず評価を行い、改善につなげていく
- ▶ **終了するまで循環する**

個別サービス計画を作成する場合も同様のプロセス(PDCAサイクル)

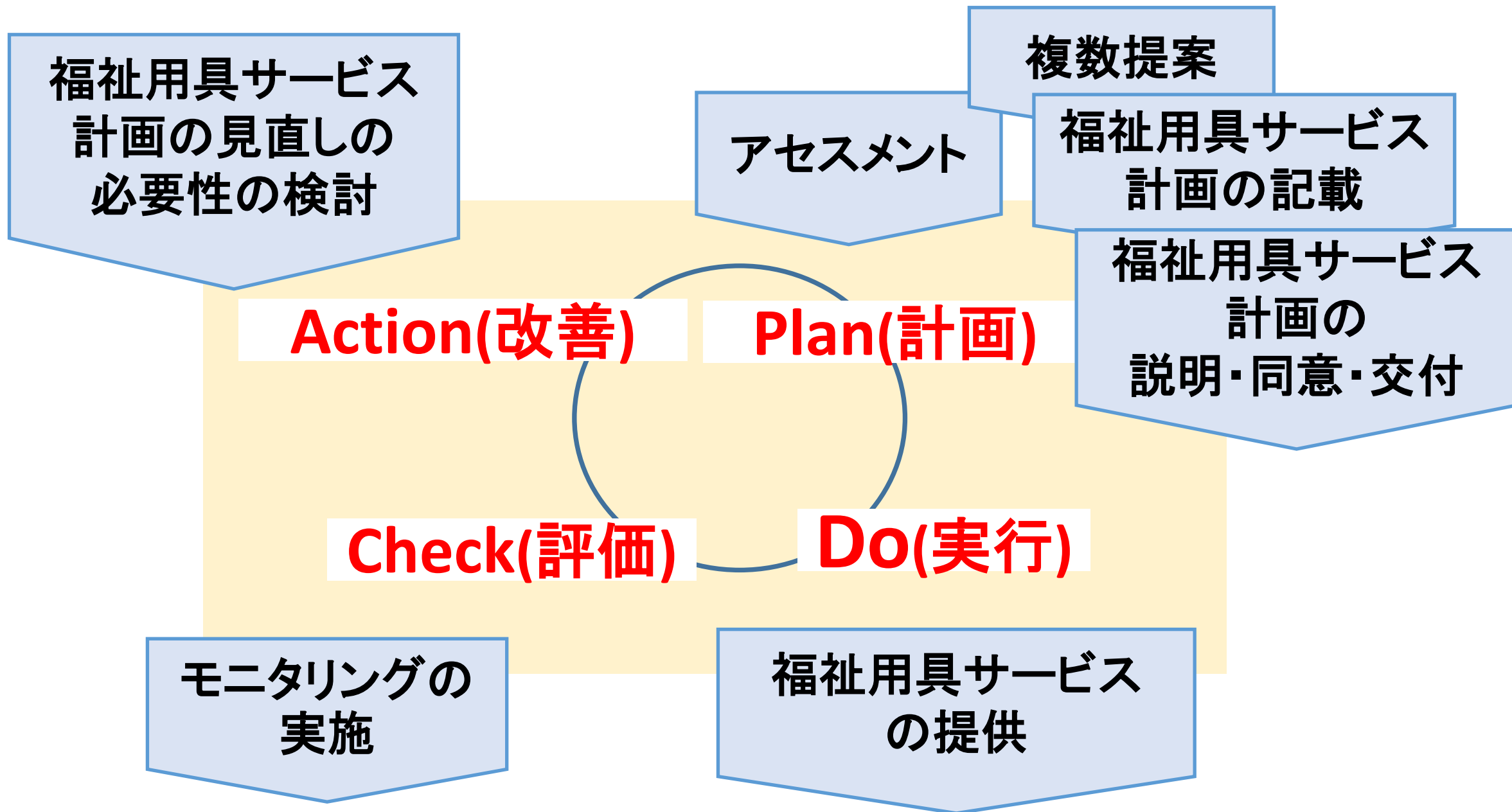
Survey (アセスメント) と Plan (計画) はセット

計画に基づいて、人が動く・・・流れ



ケアプラン に基づいて チーム が動く

個別サービス計画 に基づいて サービス提供者 が動く



福祉用具サービス計画を作成する場合も同様のプロセス

	手 順	方 法	連 携
P	アセスメント	・利用者、介護支援専門員からの相談を受け付ける ・利用者・家族からの聞き取りや住環境の調査 ・介護支援専門員と連携し、情報収集	サービス担当者会議
	複数提案	・貸与の候補となる福祉用具に関する特徴や貸与価格・全国平均価格など、機能や価格帯の異なる複数提案	退院・退所カンファレンスへの参加等
	福祉用具サービス計画の記載	・自立支援に資する利用目標の設定 ・利用者の生活課題を解決するための福祉用具を選定する(選定理由の明確化、留意事項の洗い出し)	
	福祉用具サービス計画の説明・同意・交付	・利用者・家族に対して、福祉用具サービス計画の記載内容(利用目標、選定理由、留意事項等)を説明 ・利用者の同意を得た計画書を、利用者と介護支援専門員へ交付	・利用者の状況等に関する情報収集
D	福祉用具サービスの提供	・福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を説明 ・福祉用具の使用状況や適応状況に関して、利用者・家族や多職種に適宜確認	・計画についての説明 ・サービスの調整
C	モニタリングの実施	・心身の状況等の変化や福祉用具の使用時の安全性と適合状況を把握 ・福祉用具のメンテナンス ・福祉用具サービス利用目標の達成状況を確認	・モニタリング結果を踏まえて情報の共有や計画の見直し
A	福祉用具サービス計画の見直しの必要性の検討	・各機種の今後の方針を検討 ・福祉用具サービス計画の見直しの有無を検討 ・モニタリング結果の記録を介護支援専門員へ交付	

PDCAサイクルは…基本的なマネジメントの流れであり

緊急的なサービス利用等やむを得ない場合は
順序について拘束しない

居宅介護支援 第13条 解釈通知

基準第13条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものである。

なお、利用者の課題分析(第六号)から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼(第十二号)に掲げる一連の業務については、基準第1条の2に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、**基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。**ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。

介護保険制度はマネジメント手法を取り入れています、ガチガチじゃないです

気を付けなければいけないこと

ケアプランがない状態での福祉用具の搬入パターン

- ▶ ケアマネから依頼があった
「退院直後から必要なので、●●と●●を入れてください」
「利用者から希望があったので●●持っていってください」
- ▶ 利用者から直接相談があった
「●●がほしいだが・・・」

ケアマネが依頼していないとか、把握していない場合は **×**

速やかにケアマネに連絡すること

ケアプラン作成やサービス担当者会議が後でもよいが・・・

ケアマネがその用具の必要性を把握していない期間は ✕

福祉用具の追加を軽微な変更とする

福祉用具専門相談員とだけでサービス担当者会議をする・・・

ケアマネジメントとして大切なことは

「福祉用具を貸与するかしないか」ではなく

「利用者が福祉用具が必要な状況になった」ことを検討する

解決策は福祉用具の導入だけではない

福祉用具貸与計画の作成 第199条の2

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービス提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

福祉用具貸与計画の作成 第199条の2

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、**指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握**（以下この条において「モニタリング」という。）**を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画**を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

福祉用具サービス計画とは

▶福祉用具専門相談員が作成する

福祉用具(貸与・販売)の目標

具体的なサービス内容

モニタリングの時期

等を記載したもの

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービス提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

福祉用具貸与計画の作成 第199条の2

福祉用具専門相談員は、**利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ**、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した**福祉用具貸与計画を作成しなければならない**。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

福祉用具サービス計画とは・・・アセスメントをしなければ作成できない

利用者の希望とは・・・「歩行器が借りたい」という主訴ではなく

困難となっている生活機能(活動・参加)をどうしたいか

心身の状況とは・・・生活状況(健康状態・個人因子も含む)

置かれている環境・・・人的環境、物的環境、利用しているサービス等

「歩行器を貸す」前提ではなく、利用者の困難となっている生活機能を整理することが重要

8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

福祉用具貸与計画の作成 第199条の2

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、**当該居宅サービス計画の内容に沿って作成**しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

福祉用具サービス計画は

ケアプランの内容に沿うが・・・丸写しすることではない

福祉用具専門相談員が独自にアセスメントをして作成するもの

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービス提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

ケアプランとは…複数の事業者が…支援方法は異なる(専門性)が…
同じ方針で…利用者の生活上の解決すべ課題と達成すべき目標を共有しながら
効果を出していくためのツール

課題	目標	サービス内容	種別
転倒骨折を繰り返さない	介助を受けずにトイレに行けるようになる	屋内移動・排泄動作のリハビリ 住環境や福祉用具の検討や調整 禁忌肢位(してはいけない動作)の指導	訪問リハビリ
		屋内用歩行器 トイレ内手すり	福祉用具貸与
		補高便座の購入	福祉用具販売

ケアプラン

居宅サービス計画
介護予防サービス計画

連動性・整合性



アクションプランのうち
福祉用具サービス計画

本来はケアプランに記載されている課題や目標がそのまま使えるはず

課題や目標が福祉用具サービスと整合しない・・・

あまりにも具体性がない・・・

ケアプランもある

※福祉用具専門相談員は・・・適切な措置を講じなければならない・・・はず

専門職として・・・必要な理由を必ず整理する

●必要性の判断

●給付の可否

●必要性の判断

- ▶ 困難が生じている生活機能 (問題点を明らかにする) 何が困難なのか
誰が困っているのか

利用者の状況

ADL

健康状態(痛み、えらさ、禁忌肢位等)

住環境

どこがどうなっているのか

意向

したい、行きたい、したくない

介護負担

介護者の状況

●給付の可否の判断

- ▶ 日常生活での使用 使用目的・使用頻度

安全に生活するために
●●、●●
(福祉用具全部記載)

歩行ができないため
車いすが必要

安全に移動するため
歩行器が必要

具体性がない理由やあたりまえの理由
ではなく

それを使用することで解決される
利用者の生活機能を検討する

歩行器を利用することで介助を受け
ずにトイレに行くことができる

特殊寝台があれば妻が腰痛が悪化
することなくおむつ交換ができる

モニタリングにつながる目標

福祉用具貸与計画の作成 第199条の2

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について**利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意**を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

福祉用具サービス計画は

説明は・・・利用者又はその家族に対して

同意は・・・利用者

代理か代筆かを明確に

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

福祉用具貸与計画の作成 第199条の2

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び**当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。**

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象

福祉用具サービス計画は

利用者とケアマネに**交付する義務**あり

※他の居宅サービスとの大きな違い

介護支援専門員は、
サービス提供者に対して、
個別サービス計画の
提出を求める義務がある

サービス提供者側は、
介護支援専門員から
提出の求めがあった際には、
計画を提供するよう努める

福祉用具サービス計画
のみ
義務

居宅介護支援 第13条第十二号 解釈通知

何のためにが重要

居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要である。

このため、基準第13条第十二号に基づき、担当者に居宅サービス計画を交付した時は、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認することとしたものである。

なお、介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましい。

さらに、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画案の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効である。

福祉用具貸与計画の作成 第199条の2

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「**モニタリング**」という。）**を行う時期**等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第214条

福祉用具サービス計画には モニタリングを行う時期を記載する

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づく**サービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回**モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

モニタリングは・・・少なくともとは・・・

6月に1回すればよいではない・・・適切な時期を記載すること

モニタリングの時期の考え方・・・利用者ごとに検討

- ▶ケアプランの期間の確認(終期には更新プランの検討がある)
用具の継続・変更の必要性のため**必ず**
- ▶利用者の状態に応じて
固定されている場合・・・6月後でもいいかも
変化の可能性(悪化又は改善)
利用者の病状だけでなく他のサービスによる効果
・・・適切な期間を考える
- ▶初めての使用の場合
適切な使用ができているかの確認が必要・・・短期間がいい

サービス担当者会議等での検討内容を踏まえて決める

福祉用具貸与計画の作成 第199条の2

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

モニタリングの結果は…

記録

ケアマネに報告

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービス提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険における福祉用具の選定の判断
基準について

Vol.1296

令和6年8月2日

厚生労働省老健局高齢者支援課

使用が想定しにくい状態像・介護度 留意点・参考情報

使用が想定しにくい状態や介護度に該当している場合
しっかりと検討することが必要となる
自立支援が阻害されないために

必要に応じて計画の「留意事項」の参考に

令和6年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業

福祉用具サービス計画作成ガイドライン

令和7年3月

ふくせん

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

平成21年に開発
され、改定が重ね
られています



基本情報

選定提案

利用計画

モニタリングシート

お疲れさまでした